

○農林水産省令第六十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十六日

農林水産大臣 齋藤 健

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。  
 掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

別表二（第九条関係）

改 正 後

別表二（第九条関係）

改 正 前

地 域	植 物	備考（対象とする検査有害動植物）
一 イエメン、イスラエル、イラン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アルバニア、イタリヤ、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、ロシア、アフリカ、バミューダ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、西インド諸島（キューバ、ドミニカ共和国及びプエルトリコを除く。）、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、オーストラリア（タスマニアを除く。）、ハワイ諸島	アキー、アボカド（付表第六十及び第六十四に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールスパイス、オリーブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなぎようちくとう、ククミス・デイブサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コロカルプス・エリプチクス、これんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フエイジオア、ポポー、マメリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植	<i>Ceratix capitata</i> （チチュウカイミバエ）

地 域	植 物	備考（対象とする検査有害動植物）
一 イエメン、イスラエル、イラン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アルバニア、イタリヤ、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、ロシア、アフリカ、バミューダ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、西インド諸島（キューバ、ドミニカ共和国及びプエルトリコを除く。）、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、オーストラリア（タスマニアを除く。）、ハワイ諸島	アキー、アボカド（付表第六十及び第六十四に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールスパイス、オリーブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなぎようちくとう、ククミス・デイブサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コロカルプス・エリプチクス、これんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フエイジオア、ポポー、マメリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植	<i>Ceratix capitata</i> （チチュウカイミバエ）

二〇十七 (略)	物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物 (付表第三、第五十四及び第五十 九に掲げるものを除く。)、ふとも も属植物、マンゴウ属植物(付表 第二、第三十六、第四十三、第五 十一及び第五十三に掲げるものを 除く。)、もちのき属植物、ももた まな属植物、わた属植物、あかて つ科植物、さぼてん科植物(付表 第三十五に掲げるものを除く。)、 なす科植物(付表第三及び第四十 二に掲げるものを除く。)、ばら科 植物(付表第三及び第三十一に掲 げるものを除く。)、及びみかん科植 物(付表第四から第八まで、第三 十九、第四十五、第五十六及び第 六十五に掲げるものを除く。)の生 果実	(略)
二〇十七 (略)	物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物 (付表第三、第五十四及び第五十 九に掲げるものを除く。)、ふとも も属植物、マンゴウ属植物(付表 第二、第三十六、第四十三、第五 十一及び第五十三に掲げるものを 除く。)、もちのき属植物、ももた まな属植物、わた属植物、あかて つ科植物、さぼてん科植物(付表 第三十五に掲げるものを除く。)、 なす科植物(付表第三及び第四十 二に掲げるものを除く。)、ばら科 植物(付表第三及び第三十一に掲 げるものを除く。)、及びみかん科植 物(付表第四から第八まで、第三 十九、第四十五及び第五十六に掲 げるものを除く。)の生果実	(略)

附 則  
 この省令は、公布の日から施行する。

付表  
 一〇六十四 (略)  
 六十五 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるうんしゅうみかんの生果  
 実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

付表  
 一〇六十四 (略)  
 (新設)